

## 緊急要請

国会で議論がきちんとされないまま採決されようとしています  
「医療・介護総合法案」の廃案を求めます

2014年5月14日  
大阪府歯科保険医協会  
理事長 小澤 力

貴職におかれましては、日頃より果たされている重責に心より敬意を表します。

私ども大阪府歯科保険医協会は、大阪府の歯科保険医 3,900 人で構成し、国民医療の向上と保険医の経営と権利を守るため活動している団体です。

現在、審議中の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（以下、総合法案）」は、医療法や介護保険法などいくつもの重要項目を包括したものです。このような法案を一括審議で進める仕方は、前例のない乱暴なものであり、到底容認できません。

それどころか実質5日間の審議と参考人質疑、地方公聴会各1回とわずかな審議で採決に持ち込もうとしています。また、医療従事者対策や歯科衛生士の業務拡大をはじめ、まだ審議されていない論点が数多く残っています。審議が不十分なまま衆議院での採決を強行しないよう、強く求めます。

総合法案は、「効率的かつ効果的な医療提供体制」、「地域包括ケアの構築」の名のもとに、患者を入院から在宅へ、施設から地域へと押し出して安上がりの医療・介護を患者に押し付けるものです。審議の中で田村厚生労働大臣は、「伸びをどう抑えるか」が「今般の医療提供体制の見直し」（25日の答弁）と指摘しており、あくまで医療費抑制の目的で病床の機能分化を進めようとしている進めることがうかがえます。在宅医療や居宅介護の体制を整える保証もないまま、総合法案を強行すれば、医療難民・介護難民をさらに生み出すことは必至です。

医療・介護削減ありきの、医療・介護総合法案につきまして徹底審議のうへ廃案にすることを強く求めるものです。

以上